

新潟県条例第16号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「<u>災害復旧等</u>」という。）を併せ行う場合は、当該事業及び当該<u>災害復旧等</u>の全てが完了した年度）の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年（据置期間3年を含む。）、その他の事業にあつては17年（据置期間2年を含む。）とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率（平成28年3月農林水産省告示第906号）に規定する率（以下「農林水産大臣の定める率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年（据置期間3年を含む。）、その他の事業にあつては17年（据置期間2年を含む。）とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率（平成28年3月農林水産省告示第906号）に規定する率（以下「農林水産大臣の定める率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。